

平成 21 年 4 月 6 日

各 位

東京都港区南青山五丁目 4 番 35 号
株式会社リンク・セオリー・ホールディングス
代表取締役社長 佐々木 力
(コード番号：3373 東証マザーズ)
問合せ先 取締役グループ CFO 大西 秀亜
TEL 03-3407-7502(代表)

当社 2018 年満期ユーロ円建転換制限条項付転換社債型新株予約権付社債に関する社債権者集会における社債要項及び信託証書等の改定の承認等について

当社は、平成 21 年 3 月 13 日付プレスリリース「当社 2018 年満期ユーロ円建転換制限条項付転換社債型新株予約権付社債に関する社債権者集会の開催について」にてお知らせいたしましたとおり、本日付で、当社発行の 2018 年満期ユーロ円建転換制限条項付転換社債型新株予約権付社債（以下「本社債」といいます。）について、当社が額面金額の 104%に相当する償還金額で本社債の全部を繰上償還することを選択できる旨の条項を追加することを含む社債要項及び信託証書等の改定（以下「本改定」といいます。）を社債権者に提案し承認いただく目的で社債権者集会（以下「本社債権者集会」といいます。）を開催いたしましたところ、本改定についてご承認をいただきましたのでお知らせいたします。

これを受けて、当社は、本日付で本改定を反映する追補信託証書を締結しております。なお、本改定の概要は以下のとおりです。

- (1) 社債要項に、当社が、本社債権者集会において社債要項に繰上償還条項を追加する旨の決議が行われた日から平成 21 年 8 月 31 日の期間内に、社債権者に対して 14 日以上前 30 日以内の間の事前通知を行うことにより、額面金額の 104%で本社債を繰上償還することを選択できる旨の条項を追加する。
- (2) 信託証書 7.1.5 条に定める当社の負う当社株式の上場維持努力義務に関して、上記(1)の事前通知を当社が行った日以後は当社普通株式の上場廃止をすることができる旨の条項を追加する。
- (3) 社債要項に、上記(1)の事前通知を行った日の営業の終了（行使地時間）後は本社債に付された新株予約権の行使ができない旨の条項を追加する。
- (4) 信託証書 14.12 条に定める当社の負う繰上償還の場合の受託会社への通知義務に関して、上記(1)の繰上償還の場合を追加する。
- (5) 社債大券に記載される「発行会社の選択による繰上償還」の条項に、上記(1)の繰上償還の場合を追加する。
- (6) 上記(1)から(5)に記載する条項の修正を発効させるため、追補信託証書に同意し署名することを、受託会社に授権する。
- (7) 本社債権者集会における決議又は上記(1)から(5)に記載する条項の修正もしくは修正条項の履行等に関連する作為又は不作為について、信託証書又は社債要項に基づく責任から受託会社を免責する。
- (8) 上記(1)から(5)に記載する条項の修正又は本社債権者集会における決議の履行により生

LTH

じる、当社又は当社の財産に対する社債権者の権利の廃止又は修正等について承認する。

本社債権者集会においては、議決権を有する社債権者の保有する本社債の額面総額（信託証書の規定に基づき、残存している本社債の額面総額である 107 億円から当社の親会社である株式会社ファーストリテイリングの保有する本社債の額面総額 5 億円を控除した 102 億円。以下「議決権保有本社債残存金額」といいます。）の約 91.76%（93 億 6000 万円）を保有する社債権者の出席がありました。定足数（議決権保有本社債残存金額の 75%以上を保有する社債権者の出席）が充たされていることを確認の上、投票の結果、出席社債権者の議決権全部の賛成によるご承認をいただきました。

また、当社は、平成 21 年 3 月 30 日付の当社取締役会において、本社債権者集会において本改定を承認する決議がなされた場合には、(i)本改定後の社債要項に基づき、社債権者に対して事前通知を行うことにより、当社は本社債を額面金額の 104%で平成 21 年 5 月 29 日までに繰上償還することを選択すること、及び、(ii)社債権者の選択による平成 21 年 5 月 12 日における繰上償還の請求を行った社債権者が、当社に対し、平成 21 年 4 月 20 日までに、当該請求を取り下げる旨を書面にて申請したときは、当社は当該請求の取下げに対して同意することを決議いたしました（詳細については、当社平成 21 年 3 月 30 日付プレスリリース「当社 2018 年満期ユーロ円建転換制限条項付転換社債型新株予約権付社債に関する社債権者集会決議後の繰上償還の実施等について」をご参照下さい。）が、本日、本社債権者集会において本改定が承認されたため、上記(i)及び(ii)の実施を当社が誓約することを内容とする Deed of Covenant を作成し、受託会社へ提出しておりますので、あわせてお知らせいたします。

【ご参考】

本社債の主な内容

- (1) 発行日 平成 18 年 5 月 12 日（ロンドン時間）
- (2) 発行総額 13,200 百万円
- (3) 残存金額 10,700 百万円（平成 21 年 4 月 6 日現在）
- (4) 償還期限 平成 30 年 5 月 14 日
- (5) 利率 利息は付されていません。
- (6) 転換価格 886,250 円（平成 21 年 4 月 6 日現在）
- (7) 社債権者の選択による繰上償還条項 社債権者は、その保有する本社債を平成 21 年 5 月 12 日、平成 24 年 5 月 12 日又は平成 27 年 5 月 12 日（以下「選択的償還期日」といいます。）において、その額面金額の 100%で償還するように、選択的償還期日から 30 日以上前 60 日以内の間の事前通知により当社に対し請求する権利を有しております。

以 上